

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－９ <u>銀行</u>が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>銀行が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者</u>においては、<u>婚姻前の氏名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、様式・参考資料編各様式における役員等の氏名の記載欄について、既に<u>婚姻前の氏名</u>を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、<u>婚姻前の氏名</u>のみを記載することができることに留意する。</p> <p>Ⅳ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理</p> <p>Ⅳ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２－３ 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>[（１）～（５） 略]</p> <p>（６）「第 34 条の 37 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」（施行規則第 34 条の 34 第 1 号）</p> <p>「第 34 条の 37 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－９ <u>銀行等</u>が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>本監督指針の対象となる<u>銀行等</u>が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>氏を改めた者</u>においては、<u>旧氏</u>（住民基本台帳法施行令第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、様式・参考資料編各様式における役員等の氏名の記載欄について、既に<u>旧氏及び名</u>を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、<u>旧氏及び名</u>のみを記載することができることに留意する。</p> <p>Ⅳ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理</p> <p>Ⅳ－３－２－１ 許可申請に当たっての留意点</p> <p>Ⅳ－３－２－１－２－３ 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>[（１）～（５） 同左]</p> <p>（６）「第 34 条の 37 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」（施行規則第 34 条の 34 第 1 号）</p> <p>「第 34 条の 37 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p><u>また、同書面は、当該申請者の自署・押印あるものを提出させることとする。</u></p> <p>(7) 「第 34 条の 37 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 2 号)</p> <p>「第 34 条の 37 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p><u>また、同書面は、当該申請者の代表者印の押印あるものを提出させることとする。</u></p> <p>(8) 「役員が第 34 条の 37 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 2 号)</p> <p>「役員が第 34 条の 37 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p><u>また、同書面は、当該役員の自署・押印あるものを提出させることと</u></p>	<p>約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(7) 「第 34 条の 37 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 2 号)</p> <p>「第 34 条の 37 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 「役員が第 34 条の 37 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(施行規則第 34 条の 34 第 2 号)</p> <p>「役員が第 34 条の 37 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>する。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 「当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面」(施行規則第34条の34第4号)  「当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面」は、所属銀行の代表者印の押印あるものを提出させることとする。</p> <p><u>(11)・(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> 「保証を証する書面」(施行規則第34条の34第10号)  「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがあるが、これらの書面に、保証人が法人であるときは法人の代表者印の押印が、保証人が個人であるときは自署・押印がされているかを確認する。</p> <p><u>(14)・(15)</u> (略)</p>	<p>(9) (同左)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(10)・(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> 「保証を証する書面」(施行規則第34条の34第10号)  「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。</p> <p><u>(13)・(14)</u> (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>【様式・参考資料編】 コンピュータシステムに障害等が発生した場合 様式 4-45</p> <p>〇〇財務(支)局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">金融機関名 ----- 代 表 者 印</p> <p style="text-align: center;">担当者情報</p> <p style="text-align: center;">所属 氏名 電話番号 E-mail</p> <p>(略)</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 9-1</p> <p>様式第一 (第3条第1項関係) (日本工業規格 A 4) (略)</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 9-2</p> <p>様式第二 (第32条関係) (日本工業規格 A 4)</p>	<p>【様式・参考資料編】 コンピュータシステムに障害等が発生した場合 様式 4-45</p> <p>〇〇財務(支)局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">金融機関名 ----- 代 表 者</p> <p style="text-align: center;">担当者情報</p> <p style="text-align: center;">所属 氏名 電話番号 E-mail</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 9-3</p>	<p>(削除)</p>
<p>様式第三 (第 39 条及び第 40 条関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p>	
<p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 9-4</p>	<p>(削除)</p>
<p>様式第四 (第 56 条第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p>	
<p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 9-5</p>	<p>(削除)</p>
<p>様式第五 (第 92 条関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p>	
<p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 様式 別紙様式 9-6</p>	<p>(削除)</p>
<p>様式第六 (第 92 条関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p>	

